「事業報告の附属明細書」について

令和５年度事業報告書には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第３４条第３項に規定されている「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。